

# 小牧市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

小牧市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、小牧市による農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画として、本計画を定める。

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 大山地域

#### (1) 現況

本地域は、北部は山林が広がり、南部は畑作や稲作を中心とした農業振興地域が広がっている。農業者の高齢化や後継者不足が進んでおり耕作放棄地の管理や、農業用施設の維持管理を地域で行っている。今後更なる農地の荒廃化を防ぐために地域活動の支援を行い、農地や農業用施設の保安全管理を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 野口地域

#### (1) 現況

本地域は、北部は山林が広がり、東部や西部は稲作を中心とした農業振興地域、南部は開発された郊外住宅地が広がっている。本地域はやや傾斜傾向にあるため、小規模の田畑が大多数で、兼業農家が多く採算が合わないため離農する農業者が少なくはない。本地域において休耕田の増加を防ぎ、兼業農家が連携して農業用施設の管理維持を行い集落農業を継続していくことが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 大草地域

#### (1) 現況

本地域は、北部は山林が広がり、東部は工業団地化し、西部は開発された郊外住宅地があり、中央部に稲作を中心とした農業振興地域が広がっている。本地域は以前亜

炭採掘されていたが、今は廃坑され湧き水が出なくなっている。また山林が工業団地化されて、用水の水がないと稲作が不可能となる。用水が各池に接続され田に配管・配水されるために、農業用施設の管理維持していくことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 林地域

(1) 現況

本地域は、北部は畑作地域の中に農家住宅が点在し、東部が稲作を中心とした農業振興地域、南部は大山川沿いに畑作地域や果樹園、西部は開発された住宅地が広がっている。小規模の田畑が多く、高齢化が進み後継者不足により全体的にオペレーターに委託しつつある。外部への委託も考えられており地元のつながりも薄くなるため、農道や水路の維持管理を地元の農業者で協力して行うことが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大山区域、野口区域、大草区域、林区域	第3条第3項第1号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。